

8 支給決定の取消し事務

(1) 支給決定の取消しが必要な場合

市町村は、次の場合、支給決定を取消し、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に、受給者証の返還を求める。

- ① 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定に係る障害児。）が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- ② 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者。）が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

（身障法第17条の8、第17条の13、知障法第15条の9、第15条の14、児福法第21条の14）

(2) 留意事項

転出による支給決定の取消しについては、サービスの連続性を確保しなければならない場合（身体障害者療護施設以外の施設入所者の出身世帯が転居し、援護の実施者は変更となるが、入所は継続される場合等）は、出身世帯が転出する市町村と出身世帯が転入する市町村とで、連絡調整を行い、転出する市町村での支給決定の取消日と転入する市町村での新たな支給決定の日が連続するようにし、空白の日が生じないように配慮する必要がある。（詳細は「5 転入・転出時の事務」を参照）